

第46回丸亀お城村城内通行規則

◆下記の点に十分注意して城内を通行してください◆

- ☆ 城内の進行等いかなる場合においても 実行委員会の指示に従ってください。
- ☆ 城内は 徐行(10 km/h 以下) してください。
- ☆ 城内は 左回り(反時計回り)の一方通行 です。
尚、5/2(日)、5/5(水)は御殿門前でUターンとします。
- ☆ 著しく車高の低い車など、城内の通行の妨げになる 改造車等は入場出来ません。
- ☆ 下記の 通行許可時間を厳守 してください。
5月3日(月)6:00 ~ 8:30、17:30 ~ 19:30
5月4日(火)6:00 ~ 8:30、17:30 ~ 19:30
- ☆ 5/3(月)・4(火)両日も 搬出時間は実行委員会で城内放送 します。
各団体の責任者から連絡があるまでは入城しないでください。
- ☆ 特に5/4(火)搬出時間前に 入口に並ぶようなことは絶対にしない てください。
- ☆ 通行許可証は必ず車のダッシュボードに置いてください。
携行していない場合はいかなる理由でも入城できません。
- ☆ お城村広場(芝生広場)出店者は 西門から入場し、西門より出てください。
- ☆ その他出店者は 南門から入場し、西門より出てください。
- ☆ 城内の通行の際には、城内の通行人に十分な注意を払い 運転してください。
- ☆ 御殿表門 は 通行禁止 とします。
- ☆ 各部会より交通整理係を一人 出してください。

上記に違反された場合は、来年度通行許可証を発行致しません。